

において準用する同法第七条の規定により看護士の免許を受けている者」を削り、同項第四号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦」を「准看護師」に改め、又は同法第六十条第一項において準用する同法第八条の規定により准看護士の免許を受けている者」を削る。

(文部科学省組織規則の一部改正) 第六条 文部科学省組織規則(平成十三年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。 第三十九条第七項中「看護婦、保健婦及び助産婦」を「看護師、保健師及び助産師」に改める。

附則

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

○農林水産省令第八号

土地改良法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十二号)の施行に伴い、並びに土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七條第一項、第八條第二項及び第五十三條の三の第二項において読み替えて準用する第五十三條の三第二項(同法第八十九條の二第三項、第九十六條及び第九十六條の四において準用する場合を含む。)の規定に基づき、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年三月一日

農林水産大臣 武部 勤

土地改良法施行規則の一部を改正する省令(土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)の一部を次のように改正する。 第十四條の二第一項中「第七号」を「第八号」に改め、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 環境との調和についての配慮に関する事項第十五條第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 当該土地改良事業が環境との調和に配慮したものであるかどうかについての意見 第四十三條の十の次に次の一条を加える。

(換地とみなされる土地の取得者) 第四十三條の十一 法第五十三條の三の第二項において読み替えて準用する法第五十三條の三第二項の農林水産省令で定める者は、法第五十三條の三の二第一項第一号に掲げる土地を取得

した後において、次に掲げる要件(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二條第七項に規定する農業生産法人にあつては、第一号及び第三号に掲げる要件)のすべてを備えることとなる者とする。 一 耕作又は養畜の業務に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてについて耕作又は養畜の業務を営むと認められること。

二 耕作又は養畜の業務に必要な農作業に年間百五十日以上従事すると認められること。 三 法第五十三條の三の二第一項第一号に掲げる土地を効率的に利用して耕作又は養畜の業務を営むことができること。 第六十八條の三、第七十六條及び第七十六條の十八中、第五十三條の三の二第二項を「第五十三條の三の二」に改め、第四十三條の十の下に「及び第四十三條の十一」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、土地改良法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

(緑資源公団法施行規則の一部改正)

第二条 緑資源公団法施行規則(昭和三十一年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の次に次の一条を加える。(換地とみなされる土地の取得者) 第二十三條の二 法第二十二條の四第二項において準用する土地改良法第五十三條の三の二第二項において読み替えて準用する同法第五十三條の三第二項の農林水産省令で定める者は、法第二十二條の四第二項において準用する土地改良法第五十三條の三の二第一項第一号に掲げる土地を取得した後において、次に掲げる要件(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二條第七項に規定する農業生産法人にあつては、第一号及び第三号に掲げる要件)のすべてを備えることとなる者とする。

一 耕作又は養畜の業務に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてについて耕作又は養畜の業務を営むと認められること。

二 耕作又は養畜の業務に必要な農作業に年間百五十日以上従事すると認められること。 三 法第二十二條の四第二項において準用する土地改良法第五十三條の三の二第一項第一号に掲げる土地を効率的に利用して耕作又は養畜の業務を営むことができること。 第六十八條の三、第七十六條及び第七十六條の十八中、第五十三條の三の二第二項を「第五十三條の三の二」に改め、第四十三條の十の下に「及び第四十三條の十一」を加える。

告示

二 耕作又は養畜の業務に必要な農作業に年間百五十日以上従事すると認められること。 三 法第二十二條の四第二項において準用する土地改良法第五十三條の三の二第一項第一号に掲げる土地を効率的に利用して耕作又は養畜の業務を営むことができると認められること。 附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項中(昭和四十九年法律第四十三号)を削り、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。 4 第二十三條の二の規定は、法附則第十三條第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十三條の三の二第二項において読み替えて準用する同法第五十三條の三第二項の農林水産省令で定める者について準用する。

○防衛庁告示第三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 平成十四年三月一日 防衛庁長官 中谷 元

日時 平成十四年三月十七日・十八日(予備) 同月十九日)の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域 八丈島南東方の北緯三十一度四分、東経一四四度二七分の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦 自衛艦四隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚する。

○総務省告示第百三十二号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五條第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六條の規定に基づき、次のように告示する。

平成十四年三月一日 総務大臣 片山虎之助

指定統計の名称 労働力調査 調査票の使用目的 総務省及び都道府県が、国民の就業及び不就業の状態を明らかにする統計を作成するため、それぞれの管轄区域に係る別表に掲げる調査票(いずれも磁気媒体に転写分を含む)から所要の事項を閲覧し、転写し、又は集計する。

調査票の使用者の範囲 総務省統計局調査部調査企画課、国勢統計課、労働力人口統計室及び消費統計課並びに統計センター管理部電子計算機室及び首席統計情報官付、人口製表部人口製表第一課及び人口製表第二課並びに統計研修所主任研究官付の職員、都道府県の統計主管課及び電子計算主管課の職員並びに総務省又は都道府県から集計事務を委託した機関の電子計算機担当職員

Table with 2 columns: 調査票 (Survey Ticket) and 年次 (Year/Period). Rows include 労働力調査調査票 (Labour Force Survey Ticket) for 昭和五十一年一月から平成十三年十二月まで, 労働力調査基礎調査票 (Labour Force Survey Basic Survey Ticket) for 平成十四年一月から平成十五年二月まで, and 労働力調査特定調査票 (Labour Force Survey Specific Survey Ticket) for 平成十四年一月から平成十五年二月までの各月分.

○総務省告示第百三十三号 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五條第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六條の規定に基づき、次のように告示する。 平成十四年三月一日 総務大臣 片山虎之助

指定統計の名称 労働力調査 調査票の使用目的 総務省が、統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二條の規定に基づき総務大臣が指定した統計を作成するための調査及び統計報告調整法(昭和二十七年法律第四十八号)第四條の規定に基づき総務大臣が承認した統計報告の徴集に係る調査事項と結合して所要の統計を作成するため並びに統計技術に係る研究又は分析に必要な基礎資料を作成するため、別表に掲げる調査票(いずれも磁気媒体に転写分を含む)から所要の事項を閲覧し、転写し、又は集計する。